

我が国の地球温暖化対策の現状と今後

～ 低炭素社会の構築に向けて～

環境委員会調査室 やまぎし 山岸 ちほ 千穂

1. はじめに

本年2008(平成20)年、京都議定書の第1約束期間が開始した。これにより、2012(平成24)年までに、先進国全体で、CO₂等の温室効果ガスを、1990(平成2)年比で5%削減するという共通の数値目標のもと、我が国においても基準年比6%削減という国際約束を果たしていくこととなった。

また、2008(平成20)年1月、福田首相は、スイスで開かれた世界経済フォーラム(ダボス会議)において講演を行い、気候変動問題につき、早急な対応が求められることを確認すると共に、「国内外の低炭素社会づくりを拡大し、地球をLow carbon planetにする先導役を果たしていきたい」と述べ、地球温暖化問題への強い意欲を示している。

翻って、我が国における温室効果ガスの削減状況に立ち返ってみると、その進捗状況は、はかばかしくない。

1997(平成9)年に京都議定書が採択されてから10年余り、その間、対策を進めてきたはずの我が国における毎年の温室効果ガス排出量は、直近の2006(平成18)年度においても、基準年比で6.2%増加している。そのため、6%の削減約束を達成するには、現状に比して12.2%の削減を必要としており、目標達成は困難な様相を呈している。

我が国は、これまでどのような対策をとってきたのか。また、今後どのような方向に進もうとしているのか。本稿では、まず、第169回国会において成立した「地球温暖化の推進に関する法律の一部を改正する法律」の国会審議を踏まえ、国内対策の現状と課題を概観するとともに、2008年のこれまでの動きを紹介し、今後の地球温暖化対策について考えることとしたい。

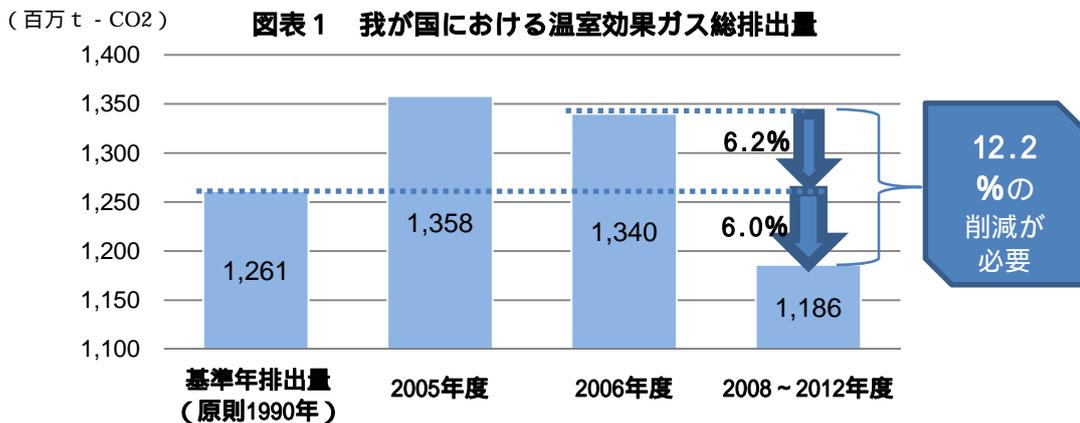
2. 温対法と国内対策

(1) 改正に至る経緯

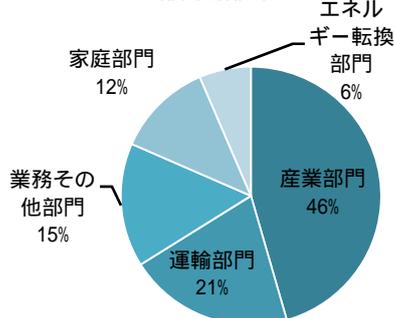
我が国は、京都会議後の1998(平成10)年10月、地球温暖化防止を目的とする「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)を制定し、これに基づき、我が国全体の温室効果ガスの排出量を毎年算定・公表するとともに、政府及び地方公共団体は、自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を策定し、その実施状況を公表してきた。また、その後の見直しにより、一般事業者の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入、京都メカニズムによるクレジットの取得、保有及び移転の記録を行うための割当量口座簿の整備等の措置が講じられている。

しかしながら、既に述べたように、直近の2006(平成18)年度における我が国の温室

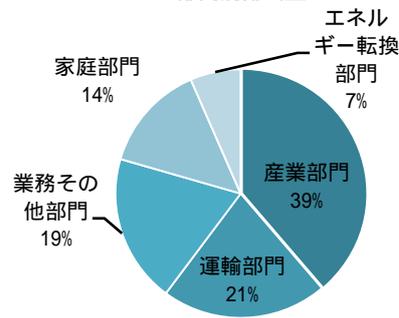
効果ガスの総排出量（確定値）は13億4,000万二酸化炭素トン（t-CO₂）と、基準年比6.2%増となっている。このうち、エネルギー起源のCO₂排出量が11億8,600万t-CO₂（基準年比12.0%増）を占め（図表1）、これを部門別にみると、オフィス、コンビニ等の「業務その他部門」が2億2,900万t-CO₂（基準年比39.5%増）、「家庭部門」が1億6,600万t-CO₂（基準年比30.0%増）となり、排出量の伸びが著しい（図表2、3）。



図表2 1990年におけるエネルギー起源CO₂の部門別排出量



図表3 2006年におけるエネルギー起源CO₂の部門別排出量



（出所）図表1～3とも環境省資料より作成

温対法はこういった状況を受けて、上記の「民生部門」について対策を講じ、温暖化対策のさらなる強化・促進を図るべく、改正に至った。

（2）温対法改正案における主な論議

温対法改正案は、2008（平成20）年3月7日に国会に提出された後、両院においてそれぞれ本会議質疑が行われ、衆参の環境委員会においては政府に対する質疑に加え、参考人質疑も行われた。また、本改正案に対しては、両院の環境委員会において附帯決議が付された。

以下に、温対法改正案の主な内容と、それに関する、衆参の環境委員会における質疑の内容を紹介する。

ア 企業単位・フランチャイズ単位での温室効果ガス排出量の算定・報告の導入

現在、事業所単位で行われている排出量の算定・報告・公表を、企業単位・フラン

チャイズ単位へ変更するものである。第 169 回国会提出の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）の一部改正にあわせて改正された。制度導入による効果として、業務部門における対象捕捉率が約 13% から 50% 程度にまで向上することが期待されている。

この捕捉率については政府に対し、十分な数字と認識しているかとの質疑があったが、残る 50% の業種は個人事業者が中心で、算定・報告の「負担との見合い」をかんがみ、現状では妥当な数字であるとの答弁があった¹。

また、この制度は 2006（平成 18）年度より企業単位で行われており、質疑においては、本年 4 月 28 日に公表された第 1 回公表（2006 年度分）における権利利益の保護に係る非開示請求の取扱いが問題となった²。すなわち、温対法による第 1 回公表では、工場・発電所など 14,224 事業所のうち、36 事業所（14 事業者）は、権利利益を害されるおそれがあるとして経済産業大臣に非開示の請求（同法 21 条の 3 第 1 項）をして開示を拒否し、経済産業大臣はこれを認めて非開示としていた。しかしながら、これら 36 事業所のうち 11 事業所については、地方公共団体の条例で開示していること、又は公表データ等から事業所の特定ができ、排出量の把握が可能であった³。この指摘に対し、経済産業省からは、事実確認ののち、非開示の判断について精査していく旨の答弁があり⁴、その後、4 社 6 事業所につき非開示の請求を認める決定が取り消された⁵。

イ 排出抑制等指針の策定

事業者は、事業活動に伴う排出の抑制等のために必要な措置及び情報提供等国民の取組に寄与する措置等を講ずるよう努めなければならないこととし、それに資するよう主務大臣は「排出抑制等指針」を策定する。そして、「排出抑制等指針」は、事業者向けの「事業に伴う排出抑制指針」と国民向けの「日常生活に関する排出抑制指針」とからなっている。

事業者向け指針では、主に業務部門を対象に、店舗、学校、オフィスといった用途ごとに、CO₂原単位（経済活動や床面積当たりの CO₂ 排出量）の参考となる水準を定め、対策メニューや機器・設備等（高効率冷暖房機器、製造施設等の導入、使用方法）による改善方法が示される。また、国民向け指針では、国民に期待する省エネ・節電行動やライフスタイル見直しなどの取組事例と目標を示すほか、事業者には省エネ製品開発、CO₂ 排出の可視化、サービスや情報提供の工夫を促す措置が示されることとなっている。

質疑においては、抜本的な温暖化対策の必要性から、経済・金融の原動力をいかにしたスキームの重要性が訴えられ、グリーン電力証書の仕組みの簡易化や⁶、事業者による CO₂ 排出の可視化の一環として、電気・ガス料金の領収書等への CO₂ 排出量の記載や⁷、有価証券報告書への CO₂ 排出量の記載等⁸が提案されたものの、各省庁は、いずれについても、検討していくとの答弁にとどまった。

ウ 地方公共団体実行計画の充実

地方公共団体実行計画において、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市は、

従来の事項に加えて、今回新たに、その区域の自然的社会的条件に応じて、太陽光・風力等の新エネルギー、環境活動、公共交通、都市緑化、廃棄物の発生抑制にわたる温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に係る事項を加えることとなった。

この実行計画の策定については、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市においては策定率が100%であるのに対し、人口20万未満の市町村については策定率が36%と極端に悪くなっているとの指摘があった⁹。これについて、今後はできるだけきめ細やかに、負担をかけずに策定の努力ができるような環境作りをしていくとの答弁があった¹⁰。

(3) 温暖化対策に係るその他の論議

次に、関係する審議会¹¹の報告において、「今後、速やかに検討すべき課題」とされているもので、特に質疑に多く登場したものにつき、その代表的な手法と議論について紹介する。

ア 排出量取引

現在、京都メカニズム市場以外での排出量取引は、EUやシカゴ気候取引所等において試行実施され、その他の国々においても検討、または実施が予定されている。質疑においては、主に国内における排出量取引制度の導入、及び国際市場における京都議定書枠外でのスキームの構築に対する我が国の姿勢につき指摘があった。

前者の国内排出量取引については、現在、制度導入に向け、環境省の主導の下、自主参加型の制度が試行されている。これは、設備補助、削減量の自主的な約束、排出枠取引の3つを柱とするもので、排出量取引は、企業の省エネ化、省CO₂の取組における柔軟的措置ととらえられているとともに、規模についても30社前後と小規模なものにとどまっている。

このように、現在国内で実施されている排出量取引は、排出量の義務的な削減を前提とする排出量取引制度とは異なる。これにつき、「義務的な排出量取引制度の導入のもとでCO₂に価格がついてこそ、企業は、排出量削減と開発・設備投資をいかように選択すべきかわかる」とする批判もある¹²。

質疑においては、以上を踏まえ、国内排出量取引の制度設計をどのように行っていくのか、キャップ&トレードを行うに際し、どのようにしてキャップを設定していくのかといった質問や¹³、金融商品取引法の改正により、排出量取引が国内の証券市場で行うことが可能になることを踏まえて、制度の早期導入の必要性を説く趣旨の質問があったが¹⁴、環境省は、検討を進めていくとの答弁にとどまった。

国際市場への対応については、我が国が、排出量取引の導入を宣言していないことから、ICAP（国際炭素行動パートナーシップ）への参加につきオブザーバーの地位に甘んじていることによるデメリットが指摘された¹⁵。すなわち、オブザーバーの立場にとどまることで、非公式の協議に参加できず、新たな国際ルールの構築に我が国の主張を反映しにくいのである。これに対し、鴨下環境大臣（当時）は、「国内における合意を早期に取付け、積極的に参加することを考えていきたい」と答弁したが、

ICAPにおいては義務的なキャップ&トレード制度を実施済又は実施を約束していることが必要であるため、現時点で我が国の正式メンバーとしての参加は認められていない。

イ 自然エネルギーの導入補助

自然エネルギーに関しては、各関係省庁において助成制度が行われている（別表参照）。なかでも、住宅用太陽光発電設備の導入については、これまで我が国が世界一位であったところ、2004（平成16）年度に、ドイツの年間新規導入量が初めて我が国の導入量を上回り、その後も差を広げられている経緯があり、個別の住宅を対象とする、「住宅用太陽光発電設備に関する補助事業」の終了に対する疑問が相次いだ¹⁶。

また、これらの自然エネルギーに関しては、発電した電力量を直接売電することができず、電力会社によって買取り・供給を行うことになっている。質疑においては、上記ドイツの成果を踏まえ、ドイツやスペイン等で実施されている、自然エネルギー由来の電力を、通常の電力料金より高値で買い取る、固定価格買取制度の導入検討といった意見が出された¹⁷。一方、我が国においても、2005（平成17）年度に導入された、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」（RPS法）により、電力会社に自然エネルギーに由来する電力の利用割合¹⁸に応じた買取りを義務づけており、これを見直す必要性を指摘する意見もあった¹⁹。

これらにつき、政府側からは、太陽光発電の補助制度については積極的に施策の充実を図っていく旨の発言があったが²⁰、RPS法及び固定価格買取制度については、「真剣に様々な制度の利害得失について検討していく」との答弁にとどまった²¹。

ウ 環境税

環境税の導入についても衆参共に言及があったが²²、これについて鴨下環境大臣は、環境税は、「市場メカニズムを通じて低炭素社会を実現するためには極めて重要な政策手段だと考えて」おり、これまで排出を抑制することがインセンティブになるような環境税の創設を要望してきたとして、今後も検討を進めつつ、その意義について引き続き訴えていきたい旨を述べた²³。

上記の手法に関する活発な議論を踏まえ、温対法の附帯決議においては、「排出量取引、環境税等の導入の検討」が盛り込まれることとなった²⁴。

なお、参議院環境委員会における温対法改正案の審査中、日本共産党より提出され、否決された修正案では、「国内排出量取引制度」、「再生可能エネルギーに由来する電力の固定価格取引制度」、「環境税」の導入を提案している。また、6月4日に参議院に提出された民主党の地球温暖化対策基本法案においても、「国内排出量取引制度」や「地球温暖化対策税」の創設等が盛り込まれている。これらは、独自の仕組みと共に、上記の手法を有効活用し、抜本的な温暖化対策をとろうとするものである。

（４）温対法改正による効果

温対法は、4度に渡る改正により、その対策の強化が講じられてきているが、削減努力が各主体の自主的な取組に委ねられていること、これまで温室効果ガス削減の効果が見ら

れていないことをかんがみると、実効性の面では不安が残るところである²⁵。

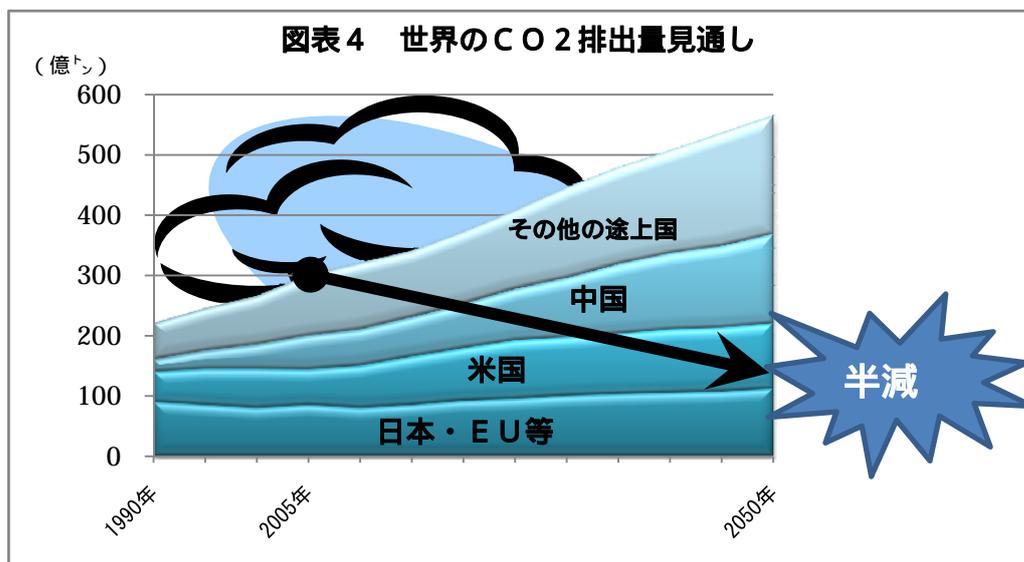
環境省は、これまで、規制的手法の導入を試みているが、関係省庁や産業界等との折り合いがつかず、抜本的対策の導入には至っていない。鴨下環境大臣は、記者会見において、温対法への規制的手法の導入見送りにつき「納得しているわけではない」と述べており²⁶、対策の強化が思うように進んでいない状況を物語っている。

3. 温対法改正後の我が国の動向

地球温暖化対策をめぐる国際交渉は、2007（平成19）年12月に開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）・京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）（以下「バリ会議」という。）において、次期枠組みを2009（平成21）年末までにまとめるとする行程表、「バリ・ロードマップ」が採択されたことにより、既に次期枠組みについての交渉が本格化している。

上記に加え、バリ会議においては、先進国のさらなる約束についての今後の作業計画が合意されており、ここでは、「世界の排出量は今後10～15年でピークを迎え、2050年には2000年比で半減しなくてはならないこと、先進国は2020年に1990年比25～40%の削減が必要であることを明示」している²⁷。

また、2007（平成19）年には気候変動に関する政府間パネル²⁸（IPCC）より第4次統合報告書が発表され²⁹、「気候システムの温暖化には疑う余地はなく、近年世界各地において観測されている物理・生物環境の変化についても「89%以上が温暖化への反応として予想される方向性と一致した」としており、地球温暖化の科学的裏付けを、確信的なものとしている。



（出所）RIITE（財団法人地球環境産業技術研究機構）資料より作成

（1）福田ビジョン

温対法が参議院本会議で可決・成立した3日後の6月9日、洞爺湖サミットに向け、『「低炭素社会・日本」をめざして』³⁰と題した福田首相によるスピーチが行われた。これがいわゆる「福田ビジョン」である。以下に主な内容を挙げる（図表5）。

図表5 福田ビジョンの要旨

長期目標...温室効果ガス排出量を2050年までに現状比60～80%削減。
中期目標...2020年までに現状比14%の温室効果ガス削減は可能。
来年中に我が国における中期目標を発表。
革新技術...革新的な技術開発と途上国支援のスキーム構築。
エネルギーの転換...省エネ機器の普及・再生可能エネルギー等の利用の導入促進。
「太陽光発電を2020年までに現状比10倍、2030年までに40倍導入」
税制改革...横断的な税制の見直しによる税制のグリーン化。「環境税、地球環境税について検討」
排出量取引...今秋に国内排出量取引を試験的に実施。
地方における取組...地域における循環型社会の構築・エネルギーの地産地消化の推進。
CO₂排出の見える化...カーボンフットプリント等制度の研究。

(出所)首相官邸資料「福田内閣総理大臣スピーチ」より筆者作成

福田ビジョンについては、各方面より様々な評価がされており、特に中期目標に関しては、具体的な数値を発表すべきであったとする指摘や、基準年を京都議定書の1990年から2005年へ変更していることにつき批判があったほか、それ以外の対策についても踏み込み不足を指摘する声が聞かれた。しかし、福田ビジョンにおいては、これまでの総理大臣の発言に見られないような具体的提案があり、我が国の環境政策に一定の道筋を付けようとする意欲が感じられる。

(2) 洞爺湖サミット

以上のような対策を示して福田首相が臨んだ洞爺湖サミットは7月7～9日に開催された。地球温暖化を含む気候変動問題は、サミットの最重要課題の一つとされ、各界からの注目を集めると共に、世界各国から環境NGOが集結した。

サミットにおいては2日目にG8首脳宣言³¹が出されると共に(図表6)、3日目には、同時に開催された、中国・インド等の新興国を含む主要排出国会合³²(MEM)の首脳宣言が出された。

図表6 G8首脳宣言における気候変動問題の要旨

2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するというビジョンを、気候変動枠組条約のすべての締約国と共有。
「共通に有しているが差異ある責任及び各国の能力の原則」の確認。
排出量の絶対的削減のため、G8における野心的な中期の国別目標を実施。
セクター別アプローチは各国の排出削減目標を達成する上で、とりわけ有益な方法。
ポスト京都議定書の枠組の確保には、すべての主要経済国のコミットが必要。

(出所)外務省資料より筆者作成

また、MEM首脳宣言においては、G8首脳宣言を肯定的に受け止め、共通だが差異ある責任と各国の能力の原則を確認すると共に、先進主要排出国は、中期の国別総量目標を実施し途上主要排出国は、国ごとに適切な削減活動を遂行することを約束した。

洞爺湖サミットの成果についても、賛否両論の意見が聞かれる。

例えば、上記「G8による中期目標の策定」については、「可能な場合には」との文言が付され、2025年以後に排出量を削減する方針を発表している米国への配慮がにじんでいるとの声も聞かれる。

一方で、ブッシュ政権との衝突を避け、「全員参加」の道を選んだことは、必ずしも間違いではないとして、一定の評価を認める声も多い³³。これらの意見の多くは、留意すべきこととして、今回の洞爺湖サミットは、来年12月、コペンハーゲンで開催されるCOP15までに、京都議定書の次期枠組みを作っていく国際交渉の過程にあり、ここで主要な温室効果ガス排出国を含むスキームを完成させることに最終目標があるとしている。

こういった意見をかんがみるに、今回の合意は、今や急激に排出量を増加させているインド・中国等の新興国が、次期枠組みへ参加するよう、先進国が率先して自国の温室効果ガス削減へ取り組む姿勢を見せることを優先した結果と言えそうだ。

(3) 平成21年度概算要求

こうした一連の動きを受けて、我が国における環境政策は、少しずつ進展を見せている。

平成21年度概算要求においては、温暖化対策関連の総額は900億円程度になる見通しで、新エネルギー・省エネルギーを含むエネルギー対策特別会計の要求総額についても、1兆207億円で、前年度当初比12.3%増となっている。

こういった中で、経済産業省は、住宅用太陽光発電設備への導入補助金を復活させ、ピーク時を上回る238億円の予算要求を求める方針を決定し、中小企業の太陽光発電システム導入についても、補助の拡大を明らかにしている。

また、環境省は、10月試行の排出量取引に関し、参加企業の排出枠や京都メカニズムクレジット、中小企業の排出削減量や、カーボンオフセット・グリーン電力証書等の「国内クレジット」を一体的に取り扱う統合市場の検討を進めつつ、平行して制度設計や登録簿の運営管理等、必要なインフラ整備を進める考えを明らかにしている。

環境税については、経済産業省において、CO₂排出量を課税基準に組み込む自動車関係諸税のグリーン化等を検討するとしており、環境省においても「税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進める」措置を検討していくこととしている。

その他の省庁においても、省CO₂設備の導入支援や、CO₂の見える化等、低炭素社会の構築を柱とする対策の新設・強化が目立っている³⁴。

4. 低炭素社会の構築に向けて

これまで述べてきたように、わが国における地球温暖化への様々な対策が打たれているが、最終目標は「低炭素社会」への転換である。今後は、社会全体での取り組みとともに、社会の構成員である、個人や、地域における取り組みが、より重視されなければならない

のではないだろうか。ここでは、最後に、地域における温室効果ガス削減の可能性について触れることとしたい。

福田首相は、「福田ビジョン」を発表した講演において、「既に我が国の 76 の自治体が、地域内に民生用電力需要を上回る再生可能エネルギー電源を保有している」とする調査³⁵に言及している。

この調査によれば、以下の3つの点が明らかとなっている。

76 の市町村が自然エネルギーのみで域内の民生用需要を満たしていること。

大分県、秋田県、富山県、岩手県の4県においては、「再生可能な自然エネルギーによって、民生用電力需要の20%以上を供給」していること。

日本における再生可能な自然エネルギー電力の約6割を、小水力発電が占めていること。

このデータは、自然エネルギーが、既存の技術においても、民生用の電力需要を十分に満たす可能性があることを示唆していると考えられる。

また、上記の調査に関わった、環境エネルギー政策研究所の発表した「2050年自然エネルギービジョン」によれば、2050年に国内電力需要のおよそ67%を自然エネルギーで賄うことが可能であるという³⁶。これまで石油に依存してきたエネルギーのほとんどを自然エネルギーに転換するとすれば、これは「文明史的転換」であり、低炭素社会の構築に大いに貢献することになるのではないだろうか。

今後は、今、根付き始めているこれら地域の取組に対し、さらなる強力な支援が期待されるところである。

¹ 第169回国会参議院環境委員会会議録第9号18頁(平20.6.3)

² 第169回国会参議院環境委員会会議録第8号9頁(平20.5.27)

³ 気候ネットワーク「第1回報告データの36非開示事業所についての分析」

<http://www.kiconet.org/iken/kokunai/2008-05-01.html>

⁴ 第169回国会参議院環境委員会会議録第8号9頁(平20.5.27)

⁵ 2008.6.10付け経済産業省報道資料 <http://www.meti.go.jp/press/20080610005/20080610005.pdf>

⁶ 第169回国会参議院環境委員会会議録第10号10頁(平20.6.5)

⁷ 第169回国会衆議院環境委員会会議録第5号25頁(平20.4.15)

⁸ 第169回国会参議院環境委員会会議録第9号3頁(平20.5.27)

⁹ 現在は、47%にとどまっている『毎日新聞』(平20.9.3)

¹⁰ 第169回国会参議院環境委員会会議録第9号19頁(平20.6.3)

¹¹ 温対法は、京都議定書目標達成計画の策定を定めると共に、その見直し時期を明記している。2007年の見直しにおいては、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合が開催され、2008年2月8日において、「評価・見直しに関する最終報告」が出されている。

¹² 『朝日新聞』(平20.7.19)

¹³ 第169回国会衆議院環境委員会会議録第4号15頁(平20.4.11)及び第169回国会衆議院環境委員会会議録第5号30頁、31頁(平20.4.15)

¹⁴ 第169回国会参議院環境委員会会議録第8号16~17頁(平20.5.27)

- ¹⁵ 第 169 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 12～13 頁（平 20.6.5）
- ¹⁶ 第 169 回国会衆議院環境委員会議録第 7 号 17～18 頁（平 20.4.22）及び 第 169 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 4 頁（平 20.6.5）
- ¹⁷ 第 169 回国会参議院環境委員会会議録第 9 号 23 頁、25～26 頁（平 20.6.3）
- ¹⁸ 経済産業大臣の定める R P S 法に基づく新エネルギー等の利用目標は、2010 年で 1.35%、2014 年でもわずかに 1.6%にとどまっている。
- ¹⁹ 第 169 回国会参議院環境委員会会議録第 9 号 25 頁（平 20.6.3）
- ²⁰ 第 169 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 4 頁（平 20.6.5）
- ²¹ 第 169 回国会参議院環境委員会会議録第 9 号 23 頁（平 20.6.3）
- ²² 第 169 回国会衆議院環境委員会議録第 6 号 18 頁（平 20.4.18）、第 169 回国会衆議院環境委員会議録第 7 号 18～21 頁（平 20.4.22）及び 第 169 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 8 頁（平 20.6.5）
- ²³ 第 169 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 8 頁（平 20.6.5）
- ²⁴ 第 169 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 23 頁（平 20.6.5）
- ²⁵ 環境省は、改定京都議定書目標達成計画において、温対法の改正による追加対策の導入、森林による C O 2 吸収、京都メカニズムによる他国からの排出枠購入等で、目標は達成しようとしている。
- ²⁶ 2008.2.29 付け環境省資料『鴨下大臣記者会見録』<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h20/0229.html>、周辺事情に付き『地球環境』（2008.6）27 頁
- ²⁷ 平田仁子「地球温暖化対策の行方」『資源環境対策』第 44 巻第 2 号（2008.2）37～42 頁
- ²⁸ I P C C は、世界有数の科学者により、すでに発表された研究を検証、評価し、地球温暖化等、人間活動によって起きる気候変動のリスクに関して、科学的な知見をもとに、社会・経済的な影響評価などの視点から検討を行い、各国の政府に助言を行っている。
- ²⁹ I P C C 第 4 次評価報告書第 1 作業部会政策決定者向け要約（気象庁による翻訳版）
http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ipcc/ar4/ipcc_ar4_wg1_spm_jpn_rev3.pdf を参照。
- ³⁰ 講演の内容については <http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/06/09speech.html> を参照。
- ³¹ G 8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言については http://www.g8summit.go.jp/doc/doc080714_ka.html を参照。
- ³² 温室効果ガスの主要排出国によって、地球温暖化対策に関する議論や情報交換を行う会合。日本、米国、中国、EU、ロシア、インド、ドイツ、カナダ、イギリス、イタリア、韓国、フランス、メキシコ、オーストラリア、南アフリカ、インドネシア、ブラジルの 17 カ国が参加している。
- ³³ 『毎日新聞』（2008.7.10）
- ³⁴ 『エネルギーと環境』No.2004(2008.9.4)及び『環境新聞』（2008.9.3）
- ³⁵ 千葉大学公共研究センター及び環境エネルギー政策研究所『エネルギー持続地帯に関する試算』
<http://sustainable-zone.org/>
- ³⁶ 環境政策エネルギー研究所『2050 年自然エネルギービジョン』
http://www.isep.or.jp/event/080603sympoGEN_ISEP/ISEP_Year2050_RE_Vision_20080603.pdf

別表 太陽光発電導入に係る助成制度一覧 (平成20年8月現在)

事業名	補助対象者	対象	補助内容
経済産業省・資源エネルギー庁 (資源燃料部 新エネルギー 対策課)	新エネルギー等事業者支援対策事業	民間事業者	補助率：事業費の1/3(上限10億円) 債務保証：保証率90% 保証料：年0.2%
	地域新エネルギー等導入促進事業	地方公共団体及び)非営利民間団体	1. 導入...1/2または1/3 2. 普及啓発)定額)1/2以内
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	企業(団体等含む)、地方公共団体、 大学・独立行政法人等(国立大学 法人含む)、NPO等非営利団体	研究費の1/2
	地域新エネルギー・省エネルギービジョン 策定等事業	地方公共団体 または 地方公共団体の出資に係る法人	諸経費 (旅費・外注費・間接経費 等)
	新エネルギー・省エネルギー非営利活動 促進事業	特定非営利活動法人(NPO法人)、 公益法人その他の法人格を有する 民間団体等又はこれらに準ずる者	諸経費(謝金、旅費、諸経費)の1/2
	住宅用太陽光発電導入促進事業 H17年度で終了	個人その他	太陽電池出力1kwにつき2万円 (平成16年度は4.5万円)
	再生可能エネルギー導入加速化事業		
	(1)再生可能エネルギー高度導入地域 設備事業	民間事業者	地方公共団体の策定する計画(要件は以下)に基づく事業 エリア内の家庭・業務部門のCO2排出量を一部削減 複数の再生可能エネルギーを組み合わせて導入
	(2)再生可能エネルギー導入住宅地域 支援事業	一般住宅等の再生可能エネルギー 導入を支援する地方公共団体 (間接支援)	一定以上のCO2削減効果を持つ新築住宅等に対する 再生可能エネルギー利用設備の導入
	地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)	民間事業者、公的機関、大学等	省エネ、新エネ実用化開発、都市再生 環境モデル技術開発(集中運送、メガソーラー等)
環境省 (地球環境局 地球温暖化 対策課)	地球温暖化対策ビジネスモデル インキュベーター	民間事業者	今後ビジネスモデルとして成り立ち可能性の高い 地球温暖化対策ビジネスの核となる 技術に係る施設整備費及び地域における実証事業
	業務部門対策技術率先導入補助事業	(1)地方公共団体 (2)公共・公益サービス事業主体 及び省エネ法対象外の 中小規模の業務施設	太陽光発電システム (1)は定格出力が20kw以上 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき 策定した実行計画に基づくもの
			総事業費の1/2

地球環境局 地球温暖化 対策課)	メガワットソーラー共同利用モデル事業 新規事業の募集はH19年度で終了	民間事業者	地域での共同利用を前提とした メガワットソーラー(1,000kw級)整備	40万円/kwを上限とする定額補助
	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る 設備補助事業	民間事業者	自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者 によるCO2排出抑制設備の導入	総事業費の1/3
総合環境 政策局)	環境と経済の好循環のまちモデル事業 新規事業の募集はH19年度で終了	市町村及び特別区と連携した まちづくり協議会	まちづくり協議会及びまちづくり協議会が助成を行う 事業者による設備導入事業	事業費の2/3以下 目安...大規模:2億 小規模:4千万(円)
	地球温暖化を防ぐ学校工コ改修事業	地方公共団体	CO2削減効果を有する省エネ改修、自然エネルギー 活用技術の導入等の最も効果的な組合せによる施設整備	総事業費の1/2
国土交通省	先導的都市整備事業 H17年度で終了	地方公共団体及び公共・公益 サービス事業者主体等の 設備整備を行う民間団体等	公共施設における太陽光発電設備、系統連系装置、 エネルギー管理センター等	国:1/3、地方公共団体:1/3
	環境共生住宅市街地モデル事業 今年度で終了	地方公共団体・都市基盤整備 公団・地域振興整備公団・ 地方住宅供給公社・地方住宅供給 公社・民間事業者等	環境共生住宅市街地ガイドラインに則した、 住宅の省エネ化等の要件を満たす住宅 団地(おおむね50戸以上)の施設整備	1/3
文部科学省・ 経済産業省・ 農林水産省	都市公園整備事業費補助	地方公共団体	公園内の太陽光発電設備	設置費用の1/2
	環境を考慮した学校施設(エコスクール)の 整備推進に関するハイロット・モデル事業	市町村・特別区	学校施設における太陽光発電設備の設置	設置費用の1/2

(出所)政府資料等を参考に筆者作成

別表 風力発電導入に係る助成制度一覧（平成20年8月現在）

事業名	補助対象者	対象	補助内容
経済産業省・資源エネルギー庁	民間事業者	1500kw以上の風力発電システム	補助率：事業費の1/3(上限10億円) 債務保証：保証率90% 保証料：年0.2%
(資源燃料部 新エネルギー 対策課))地方公共団体及び 非営利民間団体	基準に合致する強度・安全性を備えた設備の導入	1. 導入…1/2または1/3 2. 普及啓発(定額)1/2以内
NEDO	企業(団体等を含む)、地方公共団体 NPO等非営利団体	風況観測を一年間実施し、風車立地に必要な、詳細な風況データの収集・解析、導入普及に有用な資料の取りまとめを行う事業	研究費の1/2
(新エネルギー・ 産業技術総合 開発機構)	地方公共団体 または 地方公共団体の出資に係る法人	新エネルギー導入等に係る調査	諸経費 (旅費・外注費・間接経費等)
	特定非営利活動法人(NPO法人)、 公益法人その他の法人格を有する 民間団体等又はこれらに準ずる者	新エネルギーの普及啓発に関わる非営利活動支援事業	諸経費(謝金、旅費、諸経費) の1/2
環境省	民間事業者	地方公共団体の策定する計画(要件は以下)に基づく事業 エリア内の家庭・業務部門のCO2排出量を一割削減 複数の再生可能エネルギーを組み合わせて導入	総事業費の1/2
(地球環境局 地球温暖化 対策課)	民間事業者、公的機関、大学等	省エネ、新エネ実用化開発、 都市再生環境モデル技術開発	総事業費の1/2
	民間事業者	今後ビジネスモデルとして成り立つ可能性の高い、 温暖化対策ビジネスの核となる技術に係る施設整備費及び 地域における実証事業	総事業費の1/2
	(1)地方公共団体 (2)公共・公益 サービス事業主体及び省エネ法 対象外の中小規模の業務施設	(1)地方公共団体による設備導入では風力発電は対象外 (2)環境自主行動計画又は独自のCO2削減計画等を策定 し、それに従い設備整備を行う事業	総事業費の1/2
	民間事業者(地域協議会の構成員)	民生用小型風力発電システムの導入(一般住宅に対して、 2~3m/sの弱風でも発電でき、また騒音にも配慮した、 市街地にも設置できる小型風力発電システムを地域に まとめて導入する事業)	総事業費の1/3

(地球環境局 地球温暖化 対策課)	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る 設備補助事業	民間事業者	自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者 によるCO2排出抑制設備の導入	総事業費の1/3
(総合環境 政策局)	環境と経済の好循環のまちモデル事業 新規事業の募集はH19年度で終了	市町村及び特別区と連携した まちづくり協議会	まちづくり協議会及びまちづくり協議会が助成を行う事業者 による設備導入事業	事業費の2/3以下 目安…大規模:2億、 小規模:4千万(円)
	地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業	地方公共団体	CO2削減効果を有する省エネ改修、自然エネルギー活用 技術の導入等の最も効果的な組合せによる施設整備	総事業費の1/2
文部科学省・ 経済産業省・ 農林水産省	環境を考慮した学校施設(エコスクール)の 整備推進に関するパイロット・モデル事業	市町村・特別区	学校施設における風力発電設備の設置	設置費用の1/2

(出所)政府資料等を参考に筆者作成